地域包括支援センター

地域包括支援センター

地域包括支援センターってどんなところ？

〇地域包括支援センターは住み慣れた地域でその人らしく安心した生活を続けられるよう
さまざまな方面から高齢者を支える機関です。
地域包括支援センターでは、主に以下の業務を行っています。

〇自立して生活できるよう支援します　**（介護予防ケアマネジメント業務）**
〇高齢者の権利を守ります　**（権利擁護業務）**
〇さまざまなご相談に応じます　**（総合相談支援業務）**
〇さまざまな方面から高齢者を支えます　**（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）**

自立して生活できるように支援します
（介護予防ケアマネジメント業務）

要支援1・2と認定された方や、要支援や要介護状態になるおそれが高い方が自立した生活ができるよう様々な支援を行っています。

例えば、・ 自立を支援するための介護予防サービス等に基づいたケアプランの作成
・ 運動、認知症予防教室などの介護予防教室の紹介
・ 介護予防への自発的な取り組みを促すための普及啓発
・ 配食などの様々な生活支援サービスの紹介・調整　　などを行っています。

高齢者の権利を守ります
（権利擁護業務）

〇高齢者の権利擁護に関する相談

認知症などのため、自分自身の財産管理や、介護・福祉に関するサービスの利用契約に不安がある高齢者、悪質な訪問販売の被害に対し、地域で安心して過ごせるよう「権利擁護」の観点から支援を行います。成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性がある場合は、利用に向けて関係機関につなぎます。

成年後見制度

成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約といった場面等において、適切な判断をすることが難しくなった高齢者を支援する制度です。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

○高齢者虐待に関する相談

高齢者虐待の防止や早期発見などに関する相談の窓口となり、関係機関と協力して支援を行います。

さまざまな虐待

身体的虐待	たたく、殴る、蹴るなど
心理的虐待	怒鳴る、罵るなどの言葉の暴力、無視など
介護・世話の放棄・放任	食事や入浴、排泄などの世話をしない、必要な介護サービスや治療を受けさせないなど
経済的虐待	年金や預貯金を勝手に使う、正当な理由なく金銭の使用を制限するなど
性的虐待	性行為を強要する、罰として裸にするなど

さまざまなご相談に応じています
（総合相談支援業務）

介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、さまざまなご相談に応じています。適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的に支援いたします。

総合相談窓口

主に、以下のような相談に応じています。

介護予防や 介護保険のこと	・介護保険や介護予防の相談 ・要支援1・2の人の介護 ・要支援・要介護になるおそれが高い方の 介護予防ケアマネジメント
虐待防止や 権利擁護のこと	・虐待に関する相談や連絡・通報 ・悪徳商法に関すること ・金銭管理や契約に関すること ・成年後見制度の利用支援など
暮らし全般のこと	・介護保険以外のサービスに関すること ・福祉や保健、医療に関する相談 ・住宅改修に関する相談 ・経済的な困窮に関する相談など
専門職への支援	・地域のケアマネジャーに対する支援など

さまざまな方面から高齢者を支えます
（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）

高齢者がより暮らしやすい地域にするため、医療機関を含めたさまざまな関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいるほか、必要に応じて地域のケアマネジャーへのサポートを行っています。

地域包括支援センター・公的機関等一覧

問い合わせ先

【地域包括支援センター】

施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
黒部市 地域包括支援センター	938-8555	黒部市三日市1301	54-5002	54-5003
黒部市東部 地域包括支援センター	938-0862	黒部市宇奈月町浦山2111	65-1165	65-9533

【行政機関】

施設名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
黒部市役所	938-8555	黒部市三日市1301	54-2111	54-4461
新川厚生センター	938-0025	黒部市堀切343	52-1224	52-4440

用　語　集

17. 用語集

「訪問診療」
あらかじめ立てた診療計画をもとに、同意を得て定期的に居宅にて診療を行うもので、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行う。

「往診」
症状の変化などの際に患者や家族の求めに応じて不定期に居宅で診療を行うもの。

「中心静脈栄養」
高カロリー輸液療法のことで、経口摂取が長期間困難な方に、栄養を補給する方法のひとつ。
1日に必要なカロリーを補給するためには濃度の高い点滴が必要になるが、細い末梢静脈からの投与は困難で、太くて血液量の多い中心静脈から投与する方法のことである。
一般にIVH（アイブイエイチ）とも言う。

「酸素療法」（＝本書では在宅酸素療法のことを指す）
在宅酸素療法とは、酸素を十分に取り込めない患者さんに対して、居宅で酸素吸入をする治療法のことである。一般に酸素発生装置を居宅に設置して行う。

「胃ろう」
栄養補給を目的として腹部の皮膚から胃に直接入れたチューブのことである。胃ろうを造ることを胃ろう造設術と言う。胃ろう自体のこと、又は胃ろう造設術のことをPEG（ペグ）とも言う。

「経管栄養」
口から栄養が取れなくなった方に鼻から胃までチューブを入れて行う方法を「経鼻（けいび）栄養」と言い、胃ろうを介して行う方法を「胃ろう栄養」と言うが、これらを総称して「経管栄養」と言う。

「褥瘡」（＝床ずれ）
長期にわたり同じ姿勢で寝たきり等になった場合、体と支持面（多くはベット）との接触部分が血行不全となって、周辺組織に壊死（えし）又はその前段階の状態になることを言う。

「創傷・褥瘡・熱傷」
創傷とは皮膚などに生じた傷を言う。損傷、傷害、外傷とも言う。褥瘡は床ずれによって生じた傷。
熱傷はやけどにより生じた傷。

「人工肛門」
消化管の疾患などにより、便を排泄するために腹部に造設された消化管排泄孔（便の出口）で「ストーマ」とも呼ぶ。通常、ストーマにパウチ（便を貯留させる袋）を取り付け、排泄された便を一時的に貯留して生活する。

「人工呼吸器」
数時間から数年と言う長い時間に渡って、意識障害などの脳障害や重とくな神経・筋疾患などの方に生命維持のため、人工呼吸を行うための医療機器のことである。

「気管切開」
呼吸をするために頸部（けいぶ）から気管に直接穴を開けて、確保した呼吸路のことである。
通常は「気管カニューレ」という管を挿入する。

「尿カテーテル」
尿道口から膀胱に通して排尿する目的で使用されるカテーテルのことで、抜けないようにバルーン付きのカテーテルが用いられる。

「インシュリン注射」
糖尿病患者において、すい臓からのインシュリン分泌量の低下がしばしば見られるため、血糖を下げる目的で注射によってインシュリンを補う方法のことである。
患者自身が自己注射を行うこともある。

「疼痛（麻薬等）の管理」
本書での疼痛（痛み）の管理の対象者は主にがん患者とする。がんの痛みの治療に使用
される鎮痛薬は大きく「医療用麻薬」と「それ以外の鎮痛薬」の2つに分類され、痛みの強さ
によってこの中からいくつかの薬を選んで組み合わせて使う。

「麻薬貼付剤」
貼付剤には作用の違うものがいくつもあるが、本書では麻薬鎮痛剤としての貼付剤を指す。

「看取り」
看取りには様々な解釈があるが、本書では人生の最期（臨死期）において医師が行う「看取り」
のことである。

「訪問看護指示」
訪問看護を行う場合に必ず、主治医からの訪問看護指示が必要である。
主治医が、訪問看護を必要と判断した方について「訪問看護指示書」を交付する。

「ターミナル」
ターミナルとは「終末期」のことで、余命わずかになってしまった方に行うケアをターミナルケア
と言う。

「緩和ケア」
緩和ケアとはがんと診断された時から行う身体的、精神的な苦痛を和らげるためのケアのこと。

「訪問薬剤師への情報提供」
居宅療養管理指導（薬剤師の訪問指導）を利用したい場合に、主治医からの指示（口頭、処方
箋、診療情報提供書など）に基づき、訪問する薬剤師が計画を立て、服薬指導等を行うもの。

「訪問リハビリテーションへの情報提供」
介護保険による訪問リハビリテーションを利用したい場合に、主治医による同意のもと、診療
情報提供書を訪問リハビリテーション事業所を有する医療機関の医師あてに出してもらうもの。

「訪問歯科衛生指導」
歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問して療養上必要な指導
として、患者又はその家族等に対して、当該患者の口腔内での清掃（機械的歯面清掃を含む。）
又は有床義歯の清掃に係る実地指導を行った場合は、患者１人につき、月4回に限り算定する。

「無菌調剤」
空気中の粒子や微生物などの汚染を防ぐ対策が取られた環境（無菌調剤室）で注射薬や輸液
等の調剤を行うこと。

「簡易懸濁法（かんいけんだくほう）」
錠剤やカプセルを粉砕・開封せず、そのまま温湯に入れ崩壊・懸濁（けんだく）させたあとに
経管投与する方法。

「障害者訪問介護」
障害者等(難病含む）に対して行う福祉サービス。正式には「居宅介護・重度訪問介護」と言うが
このリストではわかりやすく「障害者訪問介護」とした。
この事業は障害者総合支援法に基づき、ヘルパーが入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除
などの家事、生活に関する相談・助言など日常生活の世話を行う。

「Net4U（ネットフォーユー）」
新川地域在宅医療療養連携協議会内に在宅医療IT化委員会を設置し、検討後「ストローハット」
社の「Net4U」を導入した。新川地域の医療機関はもちろん、薬局や訪問看護ステーション、
居宅介護支援事業所など、医療と介護のサービス事業所が導入し、ITを用いて多職種の効果的
な連携の基盤となる。平成31年2月から稼働。